

朝霞市産業振興条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、本市の商業、農業、工業等の産業振興施策に関し、基本理念、市の責務、事業者の役割等を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、地域経済の活性化を図り、もって豊かな市民生活及び地域の活力を創出することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を営むものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 産業団体 事業者の支援を行い、かつ、地域経済の活性化又は産業振興を目的とする事業者等によって組織された団体で、商工会、農業協同組合その他の団体をいう。
- (4) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

（基本理念）

第3条 「彩夏祭」に代表される市民の力や「むさしのフロントあさか」に象徴される武蔵野の豊かな自然と利便性のバランスの良い調和といった本市ならではの特性を生かしつつ、事業者の自助努力及び創意工夫を尊重しながら、事業者、産業団体、市民、市との相互の連携及び協働により産業振興を推進しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、小規模企業者をはじめとする事業者の現状を把握し、産業振興施策を総合的かつ効果的に実施しなければならない。

- 2 市は、産業振興施策を実施するための財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、国、埼玉県その他の関係機関の実施する施策等に関する情報の収集に努めるものとする。
- 4 市は、自らが発注する工事並びに物品及び役務の調達に当たっては、小規模企業者その他事業者の受注機会の増大に努めなければならない。

（計画の策定）

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、産業振興施策に係る計画を策定しなければならない。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、自らの事業活動を通じて、地域の雇用の拡大や経済の活性化に貢献するよう努めるものとする。

2 事業者は、産業団体に加入するよう努めるとともに、当該団体が行う活動に協力し、又連携するよう努めるものとする。

3 事業者は、地域の一員であることを認識し、活力のある地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

（産業団体の役割）

第7条 産業団体は、第3条の基本理念にのっとり、事業者が自ら経営の向上及び改善並びに円滑な事業活動ができるよう必要な支援及び環境整備に努めるものとする。

2 産業団体は、会員を増やすことにより、その組織力等の向上に努めるものとする。

3 産業団体は、自ら行う事業活動を通じ、地域経済及び地域社会に貢献するよう努めるものとする。

4 産業団体は、市が行う産業振興施策に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

（市民の協力）

第8条 市民は、小規模企業者をはじめとする事業者の振興が、地域経済の活性化及び豊かな市民生活の実現に寄与することを理解し、事業者の持続的な発展に協力するものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。